



第58回

預貯金口座付番制度

デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に、預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設しています。

従来、相続時の預貯金については相続人が把握しているものだけで申告していたケースが多く、のほど調査等で新たな通帳が指摘されることがよくありました。そのため、今、金融機関では新たな預金を受け入れる場合には、希望者はマイナンバー

ーを記入して預かっています。

1. この制度の目的

マイナンバーを銀行口座と紐付けることで、国や地方自治体が個人の所有している個人資産や所得を正確に把握し、年金・健康保険・生活保護などの受給資格の確認を正確におこなうことを目的としています。

2. 制度の概要

① 金融機関に対する申出等

預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができ、

金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、右記希望の意思の有無を確認しなければなりません。

② 預金保険機構による通知等

金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する

・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する

・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができ、状態を管理しなければなりません

3. マイナンバーと銀行口座を紐付けるメリット

① 給付・還付金の手続きが簡単
② 給付・還付金を早く受け取れる

③ 預貯金の相続手続きが簡単

④ 紐付けた場合のデメリット
① 国や自治体に預金口座の存在を知られる

従来より、国が預貯金者の口座情報を確認できるのは、法令に基づき、必要な社会保障の資力調査や税務調査などを行う場合に限られています。これら調査等において、マイナンバーを使って本人の預貯金口座を特定・確認する可能性はあるものの、これら調査等以外で、国が預貯金者の口座情報を確認する

ことはできません。

② マイナンバー経由の個人情報流出の可能性

5. 預貯金口座への付番は強制されるのか

預貯金口座の開設時には、金融機関からマイナンバーの届出の意向を確認されますが、本人の同意(承諾)がなければ預貯金口座へのマイナンバーの番号付けは行われません。今年4月以降に自治体から「マイナンバーカードと口座の紐付けについての案内」が送付される予定です。

国民がマイナンバーを金融機関に告知する義務は規定されていないのですが、案内が届いた場合は放置せず、必ず返信するようにしましょう。

相続時には、相続人の知らない口座が発見されることになり、政府に預金残高を知られることとなります。預貯金口座への付番は、気を付けて判断してください。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤

Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007

お申込みはHPから

URL / <https://www.office-m.co.jp/>

2024年 第2回 家族を幸せにする相続セミナー

「生前贈与」を活用した相続対策

相続は、発生する前から計画的に準備をすることが重要となります。今回は、相続と切り離して考えることのできない贈与について「贈与税」の基本からお話します。また、「生前贈与」を活用した相続対策を具体的な事例と共に解説いたします。生前贈与によって、将来発生する相続税の負担を減らし、準備する納税資金を少なくすることが可能です。そして、節税をより効果的にするには、贈与するタイミングとその目的がとても重要になります。ぜひ、ご本人のみならず、ご家族の首脳も奮ってご参加ください。

- ◆日時 2024年5月15日(水) 14:00~16:00
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆講師 代表取締役 税理士 光廣 昌史
- ◆定員 8名
- ◆会場 たちまちビュー空構(12階)
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ 総合企画部 / 下田・和田